



平成18年5月16日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 二 チ レ イ
代 表 者 名	代表取締役社長 浦 野 光 人
本 社 所 在 地	東京都中央区築地六丁目19番20号
コ ー ド 番 号	2 8 7 1
上 場 取 引 所	東京、大阪（各市場第一部）
問 合 せ 先	財務部長 中村 隆
	TEL(03)3248-2167

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第88期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告が認められたことから、利便性の向上と公告掲載費用の節減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて予備的公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことから、当社が必要とする規定を新設するものであります。  
単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主が行使できる権利を明確に定めるものであります。(変更案第10条)  
株主総会の開催場所を明確に定めるものであります。(変更案第14条第2項)  
株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項をインターネットにより開示することが認められたことから、株式実務の効率化などを勘案し新設するものであります。(変更案第17条)  
取締役会の書面または電磁的記録による決議が認められたことから、経営判断をより機動的かつ効率的に行えるよう定めるものであります。(変更案第27条第2項)  
役員に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価は「報酬等」として株主総会決議によるものとなったことから、取締役および監査役に関し「報酬等」の規定を新設するものであります。(変更案第29条、変更案第39条)  
社外監査役との賠償責任限定契約の締結が可能となったことから、社外監査役に優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るために規定を新設するものであります。(変更案第40条)
- (3)「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴って、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により定款に定めのあるとみなされた事項等を定めるものであります。  
取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定(変更案第4条)  
株券を発行する旨の規定(変更案第8条)  
株主名簿管理人を置く旨の規定(変更案第12条)  
会計監査人の選任、任期に関する規定(変更案第41条、第42条)
- (4)上記の各変更に伴う条数の変更に加え、引用条文の修正、文言の修正等所要の変更を行うとともに、併せてこの機会に一部字句の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 <u>当社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告を行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式総数)</p> <p>第5条 <u>当社が発行する株式の総数は、7億2,000万株とする。ただし株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、7億2,000万株とする。</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 <u>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> (第8条から移設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>— <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(第9条第2項に移設)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)  <u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)  <u>第11条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人)  <u>第10条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、株券不所持の申出の処理、諸届の受理その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)  <u>第11条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、株券の不所持、諸届その他株式に関する取扱および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)  <u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)  <u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  — 前項の外、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会  (招 集)  <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要の際随時招集する。  (新 設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会  (招集および開催場所)  <u>第14条</u> (現行どおり)  — 当社は、東京都内で株主総会を開催する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)  <u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、代表取締役会長が当る。代表取締役会長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。 代表取締役会長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名が議長となる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を行使することができる株主に限り委任することができる。ただしこの場合は、委任状を当会社に提出するものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>— 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合の外、出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第18条 当会社に、取締役11名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第19条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>— 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集通知、決議方法)</p> <p>第21条 取締役会招集の通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に発する。ただし取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>— 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数で行う。</p>	<p>(第26条に移設)</p> <p>(第27条第1項に移設)</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第22条 取締役会は、代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>(第25条に移設)</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として代表取締役会長および代表取締役社長を定める。</p> <p>代表取締役は取締役会の決議に基づき、相互に協力して、会社業務を統轄執行する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として代表取締役会長および代表取締役社長を選定する。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(第22条から移設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(第21条第1項から移設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</p>
<p>(第21条第2項から移設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>— 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関しては、本定款の規定の外、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 社外取締役との責任限定契約 )  第 2 5 条 当社は、<u>商法第 2 6 6 条第 1 9 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>( 社外取締役との責任限定契約 )  第 3 0 条 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会  ( 員 数 )  第 2 6 条 当会社に、監査役 4 名以内を置く。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会  ( 員 数 )  第 3 1 条 ( 現行どおり )</p>
<p>( 選任決議 )  第 2 7 条 ( 新 設 )   監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>( 選任方法 )  第 3 2 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u>  — <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>( 任 期 )  第 2 8 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u>  <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>( 任 期 )  第 3 3 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>( 第 3 1 条から移設 )</p>	<p>( 常勤の監査役 )  第 3 4 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>( 第 3 2 条から移設 )</p>	<p>( 常任監査役 )  第 3 5 条 <u>監査役会は、常勤の監査役のなかから常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>( 監査役会の招集通知、決議方法 )  第 2 9 条 監査役会招集の通知は、<u>会日の 3 日前に各監査役に発する。ただし監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u>  — <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>( 監査役会の招集通知 )  第 3 6 条 監査役会招集の通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u>  — ( 第 3 7 条に移設 )</p>
<p>( 第 2 9 条第 2 項から移設 )</p>	<p>( 監査役会の決議方法 )  第 3 7 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>( 監査役会規程 )  第 3 0 条 監査役会に関しては、<u>本定款の規定の外、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>( 監査役会規程 )  第 3 8 条 監査役会に関しては、<u>本定款の規定のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>( 常勤監査役 )  第 3 1 条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>( 第 3 4 条に移設 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
( 常 任 監 査 役 ) 第 3 2 条 監 査 役 の 互 選 を も っ て、 常 任 監 査 役 を 置 く こ と が で き る。	( 第 3 5 条 に 移 設 )
( 新 設 )	( 報 酬 等 ) 第 3 9 条 監 査 役 の 報 酬 等 は、 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 定 め る。
( 新 設 )	( 社 外 監 査 役 と の 責 任 限 定 契 約 ) 第 4 0 条 当 会 社 は、 会 社 法 第 4 2 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 社 外 監 査 役 と の 間 に、 同 法 第 4 2 3 条 第 1 項 の 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。 た だ し、 当 該 契 約 に 基 づ く 賠 償 責 任 の 限 度 額 は、 法 令 が 規 定 す る 額 と す る。
( 新 設 )  ( 新 設 )	第 6 章 会 計 監 査 人  ( 選 任 ) 第 4 1 条 会 計 監 査 人 は、 株 主 総 会 の 決 議 に よ り 選 任 す る。
( 新 設 )	( 任 期 ) 第 4 2 条 会 計 監 査 人 の 任 期 は、 選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 す る 事 業 年 度 の うち 最 終 の も の に 関 す る 定 時 株 主 総 会 の 終 結 の 時 ま で と す る。 会 計 監 査 人 は、 前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お い て 別 段 の 決 議 が さ れ な か っ た と き は、 当 該 定 時 株 主 総 会 に お い て 再 任 さ れ た も の と み な す。
第 6 章 計 算 ( 営 業 年 度 ) 第 3 3 条 当 会 社 の 営 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と す る。 — 毎 年 3 月 3 1 日 を 決 算 期 と す る。	第 7 章 計 算 ( 事 業 年 度 ) 第 4 3 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 3 1 日 ま で の 1 年 と す る。 — ( 削 除 )
( 利 益 配 当 金 ) 第 3 4 条 利 益 配 当 金 は、 毎 年 3 月 3 1 日 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 質 権 者 に 支 払 う。	( 剰 余 金 の 配 当 ) 第 4 4 条 当 会 社 は、 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て、 毎 年 3 月 3 1 日 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し 剰 余 金 の 配 当 を 行 う。
( 中 間 配 当 ) 第 3 5 条 取 締 役 会 の 決 議 を も っ て、 毎 年 9 月 3 0 日 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を 行 う こ と が で き る。	( 中 間 配 当 ) 第 4 5 条 当 会 社 は、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て、 毎 年 9 月 3 0 日 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を 行 う こ と が で き る。
( 除 斥 期 間 等 ) 第 3 6 条 利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 に つ い て は、 そ の 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は、 支 払 の 義 務 を 免 れ る。  利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 に は、 利 息 を 付 け な い。	( 剰 余 金 の 配 当 金 の 除 斥 期 間 等 ) 第 4 6 条 剰 余 金 の 配 当 金 ( 中 間 配 当 金 含 む。 以 下 同 じ。 ) に つ い て は、 そ の 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も な お 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 の 義 務 を 免 れ る。 剰 余 金 の 配 当 金 に は、 利 息 を 付 け な い。